

青森県報

第三千四百十九号

平成二十三年
七月二十九日
(金曜日)

目次

告示

自衛官候補生の募集期間、採用試験の期日等……………	(市 振)	… 一
自衛官候補生(女子)の募集期間、採用試験の期日等……………	(同 同)	… 一
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………	(障 害 福 祉 課)	… 二
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………	(同 同)	… 二
保安林の指定解除……………	(林 政 課)	… 二
肥料登録の有効期間の更新……………	(食 の 安 全 ・ 安 心 推 進 課)	… 二

雑報

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則……………	(新 産 業 都 市 建 設 事 業 団)	… 三
----------------------------------	-----------------------	-----

告 示

青森県告示第六百三十四号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の平成二十三年第四次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項(第百十八条の規定によりこれ

らの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

平成二十三年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	開始時刻	試 験 場	
平成二十三年八月一日から同年九月九日まで	受付後に通知	位 置	名 称
		青森市大字浪館字近野四五 弘前市大字原ヶ平字山中一八の 一一七 八戸市大字市川町字桔梗野官地 五所川原市字一ツ谷五〇三の五 三沢市大字三沢字後久保一二五 の七 むつ市大湊町四の一	陸上自衛隊青森駐屯地 陸上自衛隊弘前駐屯地 陸上自衛隊八戸駐屯地 五所川原市民学習情報センター 航空自衛隊三沢基地 海上自衛隊大湊基地

青森県告示第六百三十五号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(女子)の平成二十三年第四次募集期間、採用試験の期日等を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項(第百十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

平成二十三年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

募集期間	平成二十三年八月一日から同年九月九日まで
------	----------------------

の規定により公告する。

平成二十三年七月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三六三三号	肥料の種類 混合有機質 肥料	肥料の名称 りんご有機	保証成分量 (パーセント) 窒素全量 四・〇 りん酸全量 四・〇	その他の 規格 公定規格 のとおり	生産業者の氏 名又は名称及 び住所 片倉チツカリ ン株式会社 東京都千代田 区九段北一丁 目一三の五
-----------------------	----------------------	----------------	---	----------------------------	---

雑 報

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月二十九日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

青森県事業規則第一号

青森県新産業都市建設事業団財務規則の一部を改正する規則

青森県新産業都市建設事業団財務規則（昭和三十九年四月青森県事業規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第一項第三号中「年三・六パーセント」を「年三・一パーセント」に改める。

第一百一条の次に、次の一条を加える。

（帳簿等の様式）

第一百一条 この規則による帳簿、その他の書類の様式は、電子計算機により処理する場合であつてこの規則で定める様式により難いものについては、当該様式に所要の調整を加えたものによることができる。

第三十四号様式中「8 その他」を

「8 住宅建設瑕疵担保責任保険

(1) 保険法人の名称

(2) 保険金額 ￥. _____ 以下「注文者青森県新産業都市建設事業団

(3) 保険期間

9 その他 _____」

（以下「甲」という。）と、請負者（以下「乙」という。）を「発注者と受

注者」で、「当事者記名押印し」を「発注者及び受注者が記名押印し」で

「注文者（甲） _____」

「発注者 _____」

「注文者（乙）」を「受注者」

第三十五号様式中「注文者青森県新産業都市建設事業団と請負者 _____との」を

「発注者と受注者との」で、「当事者記名押印し」を「発注者及び受注者が記名押印

し」で、「6 その他」を

(1) 保険法人の名称 _____ 「注文者 _____」 「発注者 _____」

(2) 保険金額 ￥. _____ 以下 _____ 「発注者 _____」

(3) 保険期間 _____ 「発注者 _____」

7 その他 _____」

第三十六号様式及び第三十七号様式中「請負者」を「受注者」に改める。

第四十三号様式及び第四十四号様式中「注 刷色は赤色とすること。」を「注 刷色は赤色とすること。」に改める。

第四十五号様式及び第四十六号様式中「注 刷色は青色とすること。」を「注 刷色は青色とすること。」に改める。

第四十八号様式中「注 刷色は赤色とすること。」を「注 _____」に改める。

第五十四号様式中 「注 1 刷色は、赤色とすること。 _____」

第五十六号様式中「課長 _____」を「課長 _____」に改める。

第六十四号様式中「青森県新産業都市建設事業団総務課長 _____」を「青森県新

産業都市建設事業団総務課長 _____」に改める。

第三十二号の第一條第一項中「乙」を「受注者」で、「甲」を「発注者」に改め、同

條第二項中「以下」を「第8条において」で、「乙」を「受注者」に改め、同條第四

項中「乙」を「受注者」に改め、同條第五項及び第七項中「甲乙間」を「発注者と受

注者との間」に改める。

原記載一の第二條中「甲」を「発注者」に、乙」を「受注者」に改め、従い、
の次に「当該」を加える。

原記載一の第三條(六)の同条(七)の第五項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発
注者」に改める。

原記載一の第四條(第一項中「乙」を「受注者」に、「甲」に)を「発注者に」に
改め、同項第五項中「甲」を「発注者」に、「以下」を「第34条において」に改め、同
項第五項中「てん補」を「填補」に改め、同項第三項中「乙」を「受注者」に改め、
同項第四項中「以下」の次に「この項において」を挿入し、「甲」を「発注者」に、
乙」を「受注者」に改める。

原記載一の第五條(第一項中「乙」を「受注者」に、「かし担保特約」を「瑕疵担
保特約」に改め、同項第二項中「以下」を「次項において」に改め、同項第三項中
「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

原記載一の第六條(第一項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注
者」に改める。

原記載一の第七條中「乙」を「受注者」に改め、「以下」の次に「この条にお
いて」を挿入し、同条(第一項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、
同項第二項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

原記載一の第十條(第一項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同
項第二項(第二項)の次に「この条」を挿入する。

ただし、発注者は、現場代理人による当該権限の行使に支障がなく、かつ、現場
代理人と発注者との連絡体制が確保されると認めるときは、現場代理人が工事現場
に常駐しなくてもよいこととすることができる。

原記載一の第十條(第三項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同
項第四項中「乙」を「受注者」に改める。

原記載一の第十一條(第一項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に
改める。

原記載一の第十三條(第一項(一)の第五項中「乙」を「受注者」に改め、同
項第五項中「乙」を「受注者」に、「検査」を「第2項の検査」に改める。

原記載一の第十四條(第一項及び第二項中「乙」を「受注者」に改め、同項第三項中
「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に、「当該記録」を「当該見本又は工事
写真等の記録」に改め、同項第四項(一)の第五項中「乙」を「受注者」に改
める。

原記載一の第十五條(第一項(一)の第三項)の規定中「甲」を「発注者」に、「乙」
を「受注者」に改め、同項第四項中「乙」を「受注者」に、「かし」を「瑕疵」に、
「甲」を「発注者」に改め、同項第五項(一)の第九項(一)の規定中「甲」を「発注者」
に、「乙」を「受注者」に改め、同項第十項中「乙」を「受注者」に、「き損」を
「毀損」に、「甲」を「発注者」に改め、同項第十一項中「乙」を「受注者」に改
める。

原記載一の第十六條(第一項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、
同項第二項中「乙」を「受注者」に改め、同項第三項中「乙」を「受注者」に改め、
以下この条において同じ)を改正し、「甲」を「発注者」に改め、同項第四項及び
第五項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改める。

原記載一の第十七條(第一項中「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、
同項第二項(一)の第四項中「乙」を「受注者」に改める。

原記載一の第十八條(第一項中「乙」を「受注者」に改め、同項第二項中「わき水」
を「湧水」に改め、同項第三項中「乙」を「受注者」に改め、同項第四項中「甲」を
「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同項第五項中「甲乙間」を「発注者と受
注者との間」に、「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同項第六項中
「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

原記載一の第十七條(第一項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、
同項第二項(一)の第十項中「甲」を「発注者」に、「地すべり」を「地滑り」に、「以下」を「第29条第
1項において」に、「乙」を「受注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同項第三項
及び第四項中「甲」を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。

原記載一の第十一條(第一項)の第二項中「乙」を「受注者」に改め、同項中「乙」を「受
注者」に、「甲」を「発注者」に改め、同項(第二項)の次に「この条」を挿入する。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは工期を延長する
とともに、当該工期の延長が発注者の責めに帰する理由によるときは、必要がある
と認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要
な費用を負担しなければならない。

原記載一の第十一條(第一項)の第三項中「甲」を「発注者」に改め、同項第一項中「甲」
を「発注者」に、「乙」を「受注者」に改め、同項第二項中「甲」を「発注者」に改
め、「ときは」の次に「延長する工期について、」を挿入し、同項第三項中「甲」を
「発注者」に、「乙」を「受注者」に改める。
原記載一の第十一條(第三項)の第一項中「甲乙」を「発注者と受注者とが」に改め、同項(二)

№。

第11条第1項「甲」を「発注者」に「先だつて」を「先立つて」に代し、「以下」を次に「この条において」を以て「回条第1項」に「甲」を「発注者」に代し、「以下」を次に「この条において」を以て「回条第1項」に代し、「甲」を「発注者」に代し、「乙」を「受注者」に代し、「乙」を「受注者」に代し、「乙」を「受注者」に代し、

第12条第1項「乙」を「受注者」に「甲」を「発注者」に代し、「乙」を「受注者」に代し、「乙」を「受注者」に代し、

第13条第1項「(瑕疵担保)」に代し、「回条第1項」に「甲」を「発注者」に代し、「かし」を「瑕疵」に代し、「回条第1項」に「甲」を「発注者」に代し、「かし」を「瑕疵」に代し、「回条第1項」に「甲」を「発注者」に代し、

第14条第1項に規定する住宅新築請負契約」に代し、「第6条第1項及び第2項」を「第5条」に代し、「かし」を「瑕疵」に代し、「回条第1項」に「甲」を「発注者」に代し、「かし」を「瑕疵」に代し、「回条第1項」に「甲」を「発注者」に代し、「第2項又は前項に」を「前2項に」に代し、「回条第1項」に「かしが支給材料の性質又は甲」を「瑕疵が支給材料の性質又は発注者」に代し、「回条第1項」に「乙」を「受注者」に代し、「甲」を「発注者」に代し、「回条第1項」に代し。

第15条第1項に代し。

第16条第1項に代し。

第17条第1項に代し。

第18条第1項に代し。

第19条第1項に代し。

第20条第1項に代し。

第21条第1項に代し。

第22条第1項に代し。

第23条第1項に代し。

第24条第1項に代し。

第25条第1項に代し。

第26条第1項に代し。

第27条第1項に代し。

第28条第1項に代し。

第29条第1項に代し。

第30条第1項に代し。

第31条第1項に代し。

第32条第1項に代し。

第33条第1項に代し。

第34条第1項に代し。

第35条第1項に代し。

第36条第1項に代し。

第37条第1項に代し。

「発注者」に「乙」を「受注者」に代し、「回条第1項」を「回条第1項」に代し、「乙」を「受注者」に代し、「乙」を「受注者」に代し、

2 発注者は、前項に規定する場合のほか、受注者（第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。）であると認められるとき。

(2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

(3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

(4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

(5) 暴力団員と交際していると認められるとき。

(6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

(7) その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者）が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との工事に係る下請契約、工事材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

(8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの工事に係る下請契約、工事材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかつたとき。

第38条第1項に代し。

第39条第1項に代し。

第40条第1項に代し。

第41条第1項に代し。

第42条第1項に代し。

第43条第1項に代し。

第44条第1項に代し。

第45条第1項に代し。

第46条第1項に代し。

第47条第1項に代し。

第48条第1項に代し。

第49条第1項に代し。

第50条第1項に代し。

第51条第1項に代し。

第52条第1項に代し。

第53条第1項に代し。

第54条第1項に代し。

第55条第1項に代し。

いて「受注者等」という。)に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされている場合において、受注者等に対する当該排除措置命令が確定したとき(受注者が当該排除措置命令の名宛人となつていない場合にあつては、当該排除措置命令の名宛人に対する当該排除措置命令の全てが確定したとき)。

(2) 独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令において受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされている場合において、受注者に対する当該納付命令が確定したとき(受注者が当該納付命令の名宛人となつていない場合にあつては、当該納付命令の名宛人に対する当該納付命令の全てが確定したとき)。

(3) 受注者が公正取引委員会から独占禁止法第66条第4項の規定による審決を受け、当該審決が確定したとき(次号に該当する場合を除く。)

第15条第1項第1号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、
第15条第1項第2号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、
第15条第1項第3号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、

第15条第1項第4号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、
第15条第1項第5号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、

発注者は、第44条又は第44条の2の規定によりこの契約を解除したときは、請負代金額の10分の1(請負代金額が500万円を超えない場合にあつては、100分の5)に相当する金額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を違約金として、受注者から徴収する。

第15条第1項第6号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、
第15条第1項第7号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、
第15条第1項第8号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、

第15条第1項第9号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、
第15条第1項第10号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、

第15条第1項第11号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、
第15条第1項第12号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、

第15条第1項第13号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、
第15条第1項第14号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、
第15条第1項第15号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、

第15条第1項第16号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、
第15条第1項第17号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、

第15条第1項第18号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、
第15条第1項第19号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、
第15条第1項第20号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、

第15条第1項第21号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、
第15条第1項第22号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、

第15条第1項第23号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、
第15条第1項第24号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、

第15条第1項第25号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、
第15条第1項第26号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、

第15条第1項第27号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、
第15条第1項第28号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、

第15条第1項第29号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、
第15条第1項第30号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、

第15条第1項第31号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、
第15条第1項第32号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、

第15条第1項第33号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、
第15条第1項第34号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、

第15条第1項第35号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、
第15条第1項第36号の「甲」及び「乙」並びに「甲乙」として、

「」に改める。

別記第三のその二の別紙の第七条の見出しを「(通算)通算中)」に改め、同条中「かくなたか」を「通算)通算」に改める。

別記第三のその二の別紙の第八条中「通算」を「通算」に改める。

別記第三のその二の別紙の第十八条第二項中「通算)通算」を「通算)通算」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十三年八月一日から施行する。

2 改正後の青森県新産業都市建設事業団財務規則第四十八条、第三十四号様式、第三十五号様式、別記第二及び別記第三の規定は、平成二十三年八月一日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭